

計 画 期 間

令和 2 年度～令和 1 2 年度

秋田県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和 3 年 9 月

秋田県

目 次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	2
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	6
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	6
2	肉用牛の飼養頭数の目標	6
III	近代化な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	7
1	酪農経営方式	7
2	肉用牛経営方式	8
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	1 0
1	乳牛	1 0
2	肉用牛	1 1
V	国産飼料基盤の強化に関する事項	1 3
VI	集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	1 5
1	集送乳の合理化	1 5
2	乳業の合理化等	1 5
3	肉用牛及び牛肉の流通の合理化	1 6
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	1 8

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

本県の酪農及び肉用牛は、本県農業産出額の上位に位置し、県農政が目指す「米依存からの脱却」、「収益性の高い複合型生産構造への転換」の実現に重要な部門であるとともに、県内各地で本県の強みである水田農業と連携した飼料生産が展開されるなど、今後、更なる拡大が期待されている。

しかし、最近では、担い手不足を背景とした飼養戸数・頭数の減少による生乳生産量の減、肉用子牛価格の高止まりによる肥育経営の収益性の悪化、配合飼料価格の高騰、加えてＴＰＰ１１、日欧ＥＰＡ、日米貿易協定等による輸入畜産物の増加など、本県の酪農及び肉用牛の継続・拡大への影響が危惧されている。

また、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、インバウンドや外食需要が閉ざされ、枝肉や子牛価格が低下傾向にあるなど、肉用牛経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした中、本県の酪農及び肉用牛が持続的に発展していくためには、意欲ある担い手が取り組む規模拡大や生産性向上を重点的に支援し、収益性の高い畜産経営を確立するとともに、畜産を核とした地域活性化の取組を強化することが必要である。

1 肉用牛・酪農の増頭・増産

規模拡大や生産性向上を支援するとともに、乳用牛への肉用牛受精卵移植や、ＩＣＴを活用した発情発見、衛生管理の徹底による事故率の低下等、効率的な飼養管理を通じた増頭を推進する。

① 乳用牛については、飼養頭数は現状維持とするものの、高能力牛の導入や牛群検定成績を活用した改良を進め、１頭当たりの乳量の向上による生乳生産量の増を目指す。また、性判別精液の活用による優良後継牛の確保や、受精卵移植技術による和子牛生産にも取り組む。

② 肉用牛繁殖経営では、意欲ある若い担い手を中心に、ほ乳ロボットやＩＣＴを活用した生産性向上や規模拡大が進展しており、引き続きこうした取組を支援するとともに、規模拡大後の早期の経営安定に向け、分娩間隔が短く種牛性に優れる系統の普及拡大、市場出荷子牛の斉一化の推進による収益性の向上を図る。

肥育経営では、個体能力に応じた飼養管理による肥育期間の短縮、ステージに応じた飼料給与や飼育密度等に配慮したストレスの少ない飼養環境により、枝肉重量の増加と肉質の向上を図る。

2 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承

本県の酪農及び肉用牛経営において、中小規模経営は、酪農で約５１％、肉用牛で約７６％と大宗を担う生産構造となっている。

このため、大規模経営を目指す取組を支援する一方で、家族経営を中心とした中小規模の経営の生産基盤の強化が不可欠であることから、中小規模経営が取り組む畜舎の増改築や牛舎スペースの有効活用、家畜導入を支援するほか、労働負担の軽減を図るためヘルパー組織、コントラクター等の外部支援組織の活用を推進する。

- ① 乳用牛については、牛群検定やゲノミック評価、性判別精液を活用した効率的な乳用後継牛確保と和子牛生産、供用期間の延長による収益性の向上を図る。
- ② 肉用牛については、周年預託牧場の整備や、哺育・育成部門の分業化等による増頭システムを構築し生産性向上を図るとともに、牛歩やほ乳ロボット等 I C T 技術の導入を促進する。
- ③ 後継者不在の経営資源を円滑に継承するため、離農予定者の把握や新規就農者等の意向、牛や施設の公正な評価等、継承条件の調整等の取組を推進する。

3 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

次代の担い手を確保するため、県畜産試験場での実践研修による技術習得や高校生を対象とした体験研修への誘導を図る。

経営の法人化による、職場環境・雇用条件の整備を促進し、資質・能力のある人材の雇用就農を促進する。

また、コントラクター・TMRセンター等の飼料生産組織や、周年預託施設の整備、哺育・育成部門の分業化等、増頭に向けた外部組織システムを構築する。

酪農ヘルパーに関しては、職場環境・雇用条件の改善により雇用を確保するとともに、不在地域の解消、組織再編による運営の効率化を図る。

4 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

畜舎周辺の混住化が進展する中で、臭気や排水に係る環境規制へ適切に対応するため、悪臭防止や堆肥の完熟化等に必要な施設・機械の整備を推進する。

規模拡大に伴い、家畜排せつ物の処理量が増加するため、良質な堆肥生産に取り組むことはもとより、自給飼料生産に加え農場周辺の水田、大豆、園芸団地との連携による資源循環に努める。

また、耕種農家のニーズを踏まえ、土壌改良資材や化学肥料の代替として活用可能な堆肥を供給するとともに、肥料成分を考慮した適切な施用方法の普及、コントラクター等を活用した水田等への利用を促進する。

家畜排せつ物処理施設については、近年、老朽化が顕著となっていることから、計画的な補改修による長寿命化を図り、堆肥の生産・供給力を維持する。

5 国産飼料基盤の強化

配合飼料価格の高騰は、酪農や肉用牛経営の収益性の悪化に直結することから、輸入飼料の代替として、子実用とうもろこしや飼料用米の作付け拡大を推進するとともに、安定的な生産・供給を促進し、購入飼料に過度に依存しない経営への転換を図ることが必要である。

このため、計画的な草地改良、水田への子実とうもろこしや稲発酵粗飼料、飼料用米の作付け、稲わら収集の促進に加え、自給飼料生産の外部化、公共牧場の活用等による労働の軽減を図る。

また、食品残さをリサイクルしたエコフィードの利用を促進し、飼料自給率向上を図る。

6 需要に応じた生産・供給の実現のための対応

① 生乳

飼養戸数・頭数が減少し、生乳生産量が減少傾向にあることから、意欲ある担い手の規模拡大を推進するとともに、牛群検定やゲノミック評価の活用により1頭当たり乳量の増加を推進する。

酪農家の点在化が進行し、集乳路線の広域化によるコスト増が見られることから、路線の効率化による集乳コストの抑制に向けた、流通体制の見直しに取り組む。

② 牛肉

黒毛和種については、増体性や歩留まりなどの肉量に関する形質はもとより、脂肪の口溶けなど食味に関する不飽和脂肪酸（オレイン酸等）の含有量などに着目した改良を推進する。また、日本短角種については、近年、健康志向の高まりによる赤身肉の需要増を踏まえ、放牧利用による低コスト生産を追求し、需要に見合った生産を進める。

③ 輸出の戦略的拡大

国内市場の縮小を背景とした新たな市場の開拓や海外での和食に対する関心と需要の高まり、県産牛ブランドの訴求力と生産者のモチベーションアップ等の観点から、秋田牛の輸出を強化する。また、和牛のブランド価値を守るため、和牛遺伝資源の流通管理の徹底や知的財産的価値の保護強化に取り組む。

8 災害に強い畜産経営の確立

全国的に台風や大雨、震災等の大規模災害が頻発していることから、平時から災害への備えが極めて重要である。

このため、家畜共済や収入保険への加入を促進するとともに、飼料の備蓄や畜産施設での非常用電源設備の確保、災害発生時の速やかな情報収集等を通じた被害軽減、早期の経営再開を図る。

9 家畜衛生対策の充実・強化

近隣諸国で口蹄疫が続発し、国内への侵入リスクがかつて無いほど高まっていることから、県内の空港・港湾での消毒マットの設置、靴底消毒の実施により、侵入防止を徹底する。

また、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理指導計画の策定、農場における野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネットの設置を推進し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。

加えて、感染症発生時における迅速かつ的確な防疫措置に向け防疫演習を実施するとともに、防疫資材・機材の備蓄等を強化する。

本県の家畜防疫と畜産物の安全・安心を支える公務員獣医師が不足していることから、将来公務員獣医師を目指す獣医師学生や、県内の高校生やに修学資金を貸与し産業動物獣医師の確保に取り組む。

10 GAP等の推進

消費者や流通業者から選ばれる産地となるよう、農場のGAP認証・農場HACCP認証等の取得・拡大を推進するとともに、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理レベルの向上を図る。

11 資源循環型畜産の推進

子実用とうもろこしや飼料用米への堆肥の利用拡大、稲わらと堆肥の交換等により資源循環型農業を実践する。

また、放牧による畜産経営の低コスト化、生産性向上を図るため、ICTを活用した放牧管理の省力化について実証・普及を図る。

12 安全確保を通じた消費者の信頼確保

① 食品衛生法の改正による食品を扱う全ての事業者のHACCP導入義務化について、畜産関係事業者への周知徹底を図る。

牛乳・乳製品の異味異臭疑い事案の発生防止に向け、乳業者における「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）」の規定の遵守、生乳受入・製品出荷時の風味検査の徹底等、衛生管理の向上を徹底する。

② 飼料や飼料添加物の製造や輸入、販売使用の各段階において、飼料安全法に基づく検査、指導を行うとともに、安全性に関する情報を速やかに公表する。

③ 安全性及び有効性が確認された動物用医薬品の適正使用を推進するとともに、監視指導を実施する。

④ 薬剤耐性対策アクションプランに基づき、抗菌剤の使用実態及び薬剤耐性菌の出現状況、リスク評価結果等に基づく限定使用や使用中止等、適切な使用を推進する。

13 国民理解の醸成・食育の推進等

酪農及び肉用牛生産は、地域資源や荒廃農地の有効活用や資源循環の推進、農村景観の改善、魅力的な里づくり等が期待されるとともに、児童・生徒等の体験学習や幅広い世代が生き物と接する貴重な体験・学習の場として、地域の重要な観光資源となっている。

このため、生産者と関係者との連携による酪農教育ファーム等の地域的な取組を推進するとともに、学校給食への安定的な県畜産物の供給、出前講座等を通じ、酪農・肉用牛の多面的な機能の理解醸成を図る。

Ⅱ 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範 囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生乳生産量
県内 一円	県内 全市町村	頭 4,060	頭 3,170	頭 3,010	kg 8,301	t 24,987	頭 3,970	頭 3,140	頭 2,980	kg 9,012	t 26,856
合 計		4,060	3,170	3,010	8,301	24,987	3,970	3,140	2,980	9,012	26,856

（注）1. 必要に応じて、自然的経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示すること。

また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数値を記入すること。以下、諸表において同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範 囲	現在（平成30年度）								目標（令和12年度）							
		肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種			肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
県内 一円	県内 全市 町村	19,100	6,300	6,670	4,480	17,450	170	1,480	1,650	25,271	8,513	9,033	6,057	23,603	180	1,488	1,668

（注）1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

目指す経営の姿	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
		頭				(ha)
単一経営 (性別別精液や、ゲノミック評価を活用した効率的な乳用後継牛確保と受精卵移植技術による和子牛生産を行い、収益性の向上を図る)	家族	50	繋ぎ・パイプライン	ヘルパー	TMR給与	－

生産性指標															備考	
牛		飼料							人							
経産牛1頭 当たり乳量	更新産 次	作付け体系及 び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化 (種類)	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	経営内堆肥 利用割合	生産コスト	労働	経営					
									生乳1kg当たり費用合計 (現状との比較)	経産牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業 所得		主たる従事者1 人当たり所得
kg	産	kg	ha			%	%	割	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
8,900	4	混播牧草 3,936	18	コトワカ	稲 WCS	51%	47%	8	91.2(99%)	84.4	4,221	5,204	4,581	623	271	県内 一円

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
		頭				(ha)
肉専用種複合経営 (哺乳ロボットの導入、コントラクターの活用等により、分娩間隔の短縮や省力化を図る)	家族	50	牛房群飼	—	分離給与	—

生産性指標																		備考
牛				飼料						人								
分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷時 体重	作付体系 及び 単収	作付延べ面積 ※放牧利用を 含む	外部化	購入国産 飼料 (種類)	飼料自給率 (国産 飼料)	粗飼料給 与率	経営内堆 肥利用割 合	生産コスト	労働	経営					
											子牛1頭当たり 費用合計 (現状との比較)	子牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事 者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従事者1 人当たり所得	
											円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	割								
12.5	24	8	280	混播牧草 3,936	18	コトブキ	-	77	74	10	519,305(99.3%)	81.7	3,350	3,098	2,129	969	510	県内 一円

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

目指す経営の姿	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
		頭				(ha)
肉専用種肥育経営 (飼料用米等の活用や、増体能力に優れ高品質が期待出来る素畜の導入等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育経営)	家族	150	牛房群飼	－	分離給与	－
肉専用種繁殖肥育一貫経営 (繁殖・肥育一貫化による肥育牛の出荷月齢の早期化や、飼料費やもと畜費の低減を図る肉専用種繁殖・肥育一貫経営)	家族	繁殖 30 肥育 40	牛房群飼	－	分離給与	－

生産性指標																			備考
牛					飼料							人							
肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働	経営					
												肥育牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	肥育牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得	
ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	割	円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
8	28	20	去勢 825	0.90	混播牧草 3,532	17.8	－	飼料用米	29	22	4	303,376(69%)	19.1	2,865	11,837	11,403	434	271	県内 一円
8	28	20	去勢 825 雌 725	去勢 0.90 雌 0.75	混播牧草 3,516	10.8	－	飼料用米	55	38	6	356,273(81%)	41	2,904	3,078	2,494	584	365	県内 一円

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区 域 名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数③/②
					③総数	④うち成牛頭数	
県内一円	現在	戸 49,048	戸 92	% 0.2	頭 4,060	頭 3,170	頭 44
	目標				3,970	3,140	

(注)「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

総農家戸数は2015農林業センサスの数値。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための取組

畜産クラスター事業や畜産公共事業等の活用による個別経営体の規模拡大に加え、担い手不在や労働力不足解消のため複数の経営による法人化・協業化を通じた規模拡大を推進し、生産の効率化を図り、競争力を強化する。

規模拡大に伴う労働負担軽減を図るため、搾乳ロボット、キャリロボ等の労力補完機械を導入するほか、安定的な粗飼料確保のためのコントラクター組織の活用、酪農ヘルパー等外部支援組織を利用した休日確保等、酪農経営の「働き方改革」を推進する。

また、受精卵移植による黒毛和種や交雑種の子牛生産割合の上昇により、乳用後継牛の生産頭数が減少していることから、牛群検定やゲノミック評価、性判別精液等の活用による高能力な後継牛を効率的に確保するとともに、受精卵移植による和子牛生産により、収益性の向上を図る。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

畜舎の空きスペースの有効活用による搾乳牛頭数の確保、1頭当たりの乳量の増加、個体管理の徹底による長命連産、分娩間隔の短縮を推進し、収益性の向上につなげる。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

酪農ヘルパーやコントラクター等外部支援組織をクラスター協議会の構成員に加え、規模拡大・維持を志向する農家の持続的な経営展開を支援し、地域全体での収益性向上を図る。

また、酪農経営での和子牛生産による肉用牛生産の拡大は、酪農経営の所得確保と肉用牛増産の双方にメリットが有ることから、その取り組みを一層推進する。

牧場での乳牛とのふれあいや搾乳体験等、「土・牛」を通じた観光が注目されてきており、乳製品加工や直接販売等の6次産業化による加工・流通・販売の促進、食・農・観が連携した多様な取組を促進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営	県内 一円	現在 目標	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
			49,048	721	1.4	9,351	9,351	4,871		4,480			
						12,628	12,628	6,571		6,057			
肉専用種 肥育経営	県内 一円	現在	49,048	74 (45)	0.2	8,099 (4,538)	8,099 (4,538)	1,429 (1,429)	6,670 (3,109)				
		目標				10,975 (6,075)	10,975 (6,075)	1,942 (1,942)	9,033 (4,133)				
乳用種・交雑 種肥育経営	県内 一円	現在	49,048	14 (1)	0.02	1,650 ()		()	()		1,650	170	1,480
		目標				1,668 ()		()	()		1,668	180	1,488

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

総農家戸数は2015農林業センサスの数値。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための取組

畜産クラスター事業や畜産公共事業等の活用により、規模拡大を推進するとともに、単一経営から経営内一貫体系への移行を促進し、肥育もと牛の安定確保やもと牛導入費の抑制を図りながら経営の安定と生産の効率化を図る。

規模拡大に伴う労働負担軽減を図るため、肉用牛ヘルパーやコントラクター組織の活用を促進するとともに、周年預託牧場や哺育・育成部門の分業化等による増頭システムの構築を図る。

繁殖経営においては、ほ乳ロボットの導入等による生産性向上や、公共牧場や野草地を活用した放牧等による飼養管理の省力化を促進する。

また、ICTを活用した発情発見機の利用による、1年1産の実現、衛生管理の徹底による子牛事故率の低下等、効率的な飼養管理を促進する。

肥育経営においては、肥育期間の短縮による、収益率の高い月齢での出荷を促進するとともに、飼料給与や飼育密度等に配慮したストレスの少ない飼養環境による枝肉重量の増加と肉質の向上を図る。

規模拡大に伴う粗飼料の需要増については、耕畜連携の強化による稲発酵粗飼料や飼料用米、稲わら等、水田を有効活用した自給飼料により確保する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

畜舎の空きスペースの有効活用による頭数の確保、個体管理の徹底による分娩間隔の短縮による生産性向上を図り、収益性の向上につなげる。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

肉用牛ヘルパーやコントラクター等外部支援組織をクラスター協議会の構成員に加え、規模拡大・維持を志向する農家の持続的な経営展開を支援し、地域全体での収益性向上を図る。

また、酪農経営との連携を強化し受精卵移植を活用した和子牛生産の拡大により、肉用牛増産の取り組みを推進する。

担い手の確保・育成に向け、肉用牛に取り組む若い担い手を構成員とした「あきた牛飼い塾」等の研修を通じ、新規就農者の確保と仲間作りを推進し、就農しやすい環境作りを行う。また、規模拡大後の担い手を対象に、畜産コンサル等の濃密的な技術指導・経営指導を行い、早期の経営安定を図る。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在		目標（令和12年度）	
飼料自給率	乳用牛	53.7	%	58.9	%
	肉用牛	44.9	%	50.1	%
飼料作物の作付延べ面積		10,291	ha	11,298	ha

2 具体的措置

① 粗飼料基盤強化のための取組

ア 稲発酵粗飼料の生産・利用

水田での稲発酵粗飼料生産が定着してきており、更なる増産による飼料自給率の向上を図る。

イ 放牧の推進

飼料自給率の向上や環境対策等において多くのメリットがあるものの、管理人の労力不足等により一部の放牧場では利用率の低下が見られる。しかし、ここ数年、黒毛和種が増頭している他、放牧適性に優れた日本短角種が増頭などにより、今後、放牧場の利用希望が増加すると見込まれている。

このため、放牧及び採草利用等放牧場を用途別に再編するとともに、ICTを活用した放牧システムを導入することにより、放牧管理の省力化に努め、放牧利用頭数の拡大を図る。

ウ 稲わらの飼料利用拡大

水田へのすき込み利用の定着や農家の労働力不足により、稲わら収集面積が減少してきていることから、稲わら収集機の導入や収集作業の外部化等による効率化を促進し、稲わらの利用拡大を図る。

エ コントラクター及びTMRセンターの育成

高齢化及び労働力不足等により、飼料自給率の低下が懸念されることから省力的な飼料生産機械の導入を促進するとともに、耕種農家によるコントラクターの確保・育成やTMRセンターの設立・育成による飼料生産の拡大を推進する。

オ 農地の集積・団地化の推進

飼料生産ほ場の利用集積・団地化を進めるとともに、低・未利用地及び水田の一体的な活用を図り効率的な粗飼料生産に努める。

カ 計画的な草地整備

適切な肥培管理の指導による反収の増を促進するとともに、生産性の低下した草地の計画的な改良、放牧地の整備、低・未利用地や野草地の草地化を検討し、農地の有効活用を図る。

② 輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

ア 飼料用米の生産・利用

多収品種への転換による反収向上に努めるほか、収穫機等の整備による作業の効率化、適正な給与技術の開発、作業受託組織の育成を推進する。

イ エコフィードの生産・利用

飼料自給率の向上と飼料費の低減を図るため、食品産業からの製造副産物（豆腐粕、ジュース搾り粕等）や農場残さの飼料化を促進する。

ウ 子実用とうもろこしの取り組み

一部地域での作付けは見られるものの、収穫・乾燥調製の施設整備等が課題となり面積拡大が停滞している。このため、今後他施設の有効活用等による作付け拡大等について検討する。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

生乳流通の安定とコスト低減を図るため、広域指定生乳生産者団体が主体となって、集送乳の拠点となる貯乳施設の整備、生乳検査体制の広域化等、集送乳の合理化を図っている。

今後も、集乳路線の整備統合やタンクローリーの大型化など、一層のコスト低減に努める。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり生乳処理量2トン以上)		1日当たり生乳処理量 ①	1日当たり生乳処理能力②	稼働率 ①/②×100	備考
1 工場 1 工場 1 工場 1 工場 1 工場	現平成30年度	飲用牛乳を主に製造する工場	1工場	合計	kg 22,562	kg 54,600	% 41	
				1工場平均	22,562	54,600	41	
		乳製品を主に製造する工場	-工場	合計	-	-	-	
				1工場平均	-	-	-	
	令和12年度	飲用牛乳を主に製造する工場	1工場	合計	23,685	54,600	43	
				1工場平均	23,685	54,600	43	
		乳製品を主に製造する工場	-工場	合計	-	-	-	
				1工場平均	-	-	-	

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入すること。

(2) 具体的措置

① 乳業施設の合理化及び具体的措置

県内における飲用牛乳処理工場については、現在7社7工場となっており、そのうち、2工場がHACCP認定工場となっているが、大半は小規模な地域密着型の工場となっている。

今後、県産牛乳の消費拡大を図り、一定規模以上(1日当たり生乳処理量2トン以上)の乳業工場における稼働率の向上及び製造販売コストの低減に努める。

② 牛乳・乳製品の安全性の確保

品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに応えるため、牛乳・乳製品の製造過程におけるHACCP手法の導入を促進するとともに、既にHACCP導入済みの

乳業工場においても、従業員に対する衛生指導や作業時における衛生管理の徹底等、日々の作業の検証と衛生対策の高度化を促進し、安全な生産を行う乳業者を育成する。

③ 需要の拡大

牛乳は良質な蛋白質やカルシウム等を含む極めて栄養価の高い食品であり、こうした有用性を積極的にPRし、牛乳・乳製品に対する理解を促進するとともに、新たな乳製品の開発と製造・販売を促進し、県産牛乳の消費拡大に努める。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名前	開設者	登録年月日	年間開催日数						年間取引頭数(平成30年度)					
			肉専用種			乳用種等			肉専用種			乳用種等		
			初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
あきた総合家畜市場	あきた総合家畜市場株式会社	平成24年4月1日	日 12	日 12	日 12	日 12	日 12	日 12	頭	頭 4,157	頭 680	頭 9 (9)	頭 0 (0)	頭 69 (10)
鹿角家畜市場	秋田県畜産農業協同組合	平成20年4月1日	0	1	1	0	1	1		61	55	0 (0)	0 (0)	2 (0)
計	2ヶ所		12	13	13	12	13	13		4,218	735	9 (9)	0 (0)	71 (10)

(注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。

2. 初生牛とは生後1～8週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。

3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

イ 具体的取組

平成24年度、県内3か所の家畜市場を統合・一本化し、肉用牛振興の新たな拠点となる近代的・機能的な「あきた総合家畜市場」を整備し、集約化による取引規模の拡大、適正な価格形成と市場運営の効率化を図った。

また、鹿角家畜市場については、地域限定的に飼養されている日本短角種及び褐毛和種子牛の取引を行っているが、飼養動向を見極めつつ再編整備の方向性について検討を続ける。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者	設置年月日	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績 計		稼働率 ④/③
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
秋田県食肉流通センター	株式会社秋田県食肉流通公社	昭和55年4月11日	240	1,120	120	740	72	66	400	28	361	13	90
北鹿食肉流通センター	株式会社ミートランド	平成8年3月1日	240	700	20	507	0	72	642	12	446	0	69
計	2ヶ所		240	1,820	140	1,247	72	69	1,042	40	807	13	77

(注) 1. 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

2. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

秋田県食肉流通センターと北鹿食肉流通センターの2施設で県全体をカバーしている。

コストの低減を図る上で施設稼働率の向上が重要となっている。近年、大規模な畜産施設の建設が進められていることから、と畜頭数の拡大に伴う施設の機能強化を進めるとともに、部分肉仕向け割合の拡大など、実需者のニーズに応じた施設の増強等を図る。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在（平成30年度）				目標（令和12年度）			
		出荷頭数 ①	出荷先		②/①	出荷頭数 ①	出荷先		②/①
			県内 ②	県外			県内 ②	県外	
県内全域	肉専用種	4,353	3,086	1,267	71	5,822	4,128	1,694	71
	乳用種	123	116	1	94	165	155	10	94
	交雑種	844	270	574	32	1,136	364	772	32
合計	肉専用種	4,353	3,086	1,267	71	5,822	4,128	1,694	71
	乳用種	123	116	1	94	165	155	10	94
	交雑種	844	270	574	32	1,136	364	772	32

エ 具体的取組

① 国産牛肉の消費拡大

消費者に対し、生産から流通までの各段階にわたる様々な情報の提供と消費拡大イベントの開催等により、安全・安心な国産及び県産牛肉のPRを推進し、消費拡大に努めるとともに、表示の適正化について、関係機関との連携を図りながら監視指導等を継続実施し、消費者からの信頼確保を図る。

② 「秋田牛」ブランドの確立

平成26年に創設された県産牛ブランド「秋田牛」について、生産から流通に係る関係者及び団体を会員とした「秋田牛ブランド推進協議会」を中心に、県内外での認知度向上や販売拡大の取組を推進する他、平成27年度以降、タイ、台湾等への輸出の取組を開始。

今後、国内外で「米給与」や「口溶けの良さ」といった特徴を活かし、更なる販路拡大、輸出拡大を推進する。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 計画期間内に重点的に取り組む事項

【事項番号②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承（対象地域：県内全域）】

酪農及び肉用牛生産は、家畜の飼養・衛生管理、飼料の生産・調製など多岐にわたる作業を伴い、多くの労働力を要するため、コントラクターへの作業委託やヘルパー等の外部支援組織を活用し分業化に取り組むとともに、ICT等の先進技術を導入し、労働負担の軽減、作業の効率化、飼養管理等への集中による生産性の向上を推進する必要がある。

また、新規就農には、飼養管理施設の整備、家畜の導入、飼料生産のための農地取得等が必要であり、多額の初期投資が生じるため、就農前後の継続的な研修等を通じ、飼養・経営管理に係る技術・知識の習得と向上が必要である。

このため、施設整備や農地取得、技術・知識の習得をフォローし、市町村やJA等関係機関連携のもと、円滑な経営開始をサポートしていく。

【事項番号③経営を支える労働力や次世代の人材の確保（対象地域：県内全域）】

飼養・経営管理に係る技術・知識の習得については、農家子弟だけでなく、農外からの参入者も対象とした県畜産試験場における「フロンティア育成研修」などの研修を通じ、技術・知識の習得を図る。

畜産経営の労力不足を補完するため、畜産経営向けの自給飼料の安定的な生産・供給を担うコントラクター等への高性能機械等の導入を支援するとともに、酪農ヘルパーの技能向上を図る。

合わせて、クラスターや酪農ヘルパーについては、新規就農者等の技術習得の場としての活用も促進する。